

# せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう 精神障害者保健福祉手帳をもちたい・・・

精神障がいのため長期にわたり日常生活や社会生活に制約がある人に、国で定められた障がい等級に該当する場合、知事から精神障害者保健福祉手帳が交付されます。障がいの程度によって1級から3級まで区分され、等級に応じたサービスを受けることができます。

## ●対象

1. 初診から6ヶ月以上精神障がいの状態にあり、その障がいのために日常生活や社会生活で制限を受けている方
2. 障害年金証書または医師の診断書で一定の障がい確認できる方

## ●手帳の有効期限

2年

⇒更新の場合は、有効期限の3か月前から手続きができます。

## ●申請に必要なもの（次ページ表1参照）

- 医師の診断書（精神障がいに係る初診日から6ヶ月を経過した日以後における診断書）

※障害年金を受給している人は診断書に代えて精神障がいを事由とした障害年金・特別障害者給付金証書の写し（最近の年金振込通知書または年金支払通知書の写し）でも申請できます。

- 写真1枚（縦4cm×横3cm、近影で上半身、脱帽、1年以内に撮影されたもの）

**\* 写真用台紙にプリントしたものに限ります。**

- 障害者手帳申請書（愛荘町福祉課窓口または医療機関にあります。）

- 同意書（障害者年金を受給している人）

## ●備考

- ・手帳を申請してから交付されるまで約3か月かかります。
- ・自立支援医療（精神通院）の申請と同時に申請できます。その場合は、別途書類が必要になります。

【表 1】申請に必要なもの

	手帳	手帳用 診断書	年金証 書年金 または振 込 はが き	同意書	写真
初めて申請するとき	—	○	—	—	○
		—	○	○	
手帳を更新するとき	○	○	—	—	△ 毎回必 要なし
		—	○	○	
手帳をなくしたとき	—	—	—	—	○
手帳がやぶれたり、汚れたとき	○	—	—	—	○
住所・氏名が変わったとき	○	—	—	—	—
本人が死亡したとき	○	—	—	—	—

せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょうも  
**精神障害者保健福祉手帳を持つと受けられるサービス**

サービスの種類		級			てびき掲載ページ
		1級	2級	3級	
税の控除・減免	所得税・住民税の控除	○	○	○	4
	相続税の控除	○	○	○	5
	贈与税の控除	○	—	—	5
	自動車税の減免	○	—	—	6
	軽自動車税の減免	○	—	—	6
	所得税の軽減 (バリアフリー改修工事特別控除)	○	—	—	6
行動範囲の拡大	駐車禁止の対象除外	○	—	—	6
	ヘルプマーク	○	○	○	6
	JR線・近江鉄道線旅客運賃の割引	○	○	○	6
	自動車燃料費、タクシー運賃の助成	○(燃料費は 1級のみ)	○	○	7
	近江鉄道バス・湖国バス運賃の割引	○	○	○	7
	滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証制度	○	—	—	7
	タクシー運賃の割引	○	○	○	8
	予約型乗合タクシー(愛称:愛のリタクシー)運賃の割引	○	○	○	8
	航空旅客運賃の割引	○	○	○	8
公共料金の割引等	NHK放送受信料の減免	△	△	△	8
	携帯電話基本料等の割引	○	○	○	8
	電話番号の無料案内	○	○	○	9
	県立施設入場(館)料の割引	○	○	○	9
	ラポール秦荘けんこうプールの入場料の割引	○	○	○	9
日常生活用具の給付	○	○	○ (電磁調理器のみ)	9	
重度心身障がい者緊急通報システム	○	○		9	
福祉医療費助成制度	△	△	—	11	
医療保険の選択	○	○	—	13	

○…制度を受ける対象者となります。△…手帳の等級以外に対象要件が設けられています。